

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 公 告	
○ 都市公園法の規定による公募設置等指針【建設局公園緑地部緑政課】	2
○ 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局観光部観光課】	4
◇ 上下水道局	
○ 収納事務の委託【上下水道局総務経営部広域事業課】	6

北九州市公告第744号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年10月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 公募設置等指針の名称
到津の森公園南側エントランス整備事業の公募設置等指針
- 2 公募対象公園施設の種類
便益施設（売店、飲食店、駐車場等）
- 3 公募対象公園施設の場所
 - （1） 位置 北九州市小倉北区上到津四丁目 中央公園
 - （2） 事業対象面積 約7,200平方メートル
 - （3） 用途地域 第2種住居地域
 - （4） その他 市街化区域、都市計画公園区域、景観重点整備地区及び準防火地域
- 4 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期
令和4年10月
- 5 公募対象公園施設の使用料の額の最低額
 - （1） 売店及び飲食店 1平方メートル当たり 1月につき200円
 - （2） 駐車場等 1平方メートル当たり 1月につき100円
- 6 特定公園施設の建設に関する事項
 - （1） 特定公園施設の種類
園路及び広場、便所等の便益施設並びに門、管理事務所等の管理施設
 - （2） 特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法
整備費のうち、2億800万円を上限として、北九州市が費用を負担する。
- 7 利便増進施設の設置に関する事項
利便増進施設は、設置しない。
- 8 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項
都市公園が利用者にとって常に快適な空間となるよう、公募対象公園施設における清掃、植栽管理等の都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置に関する提案を行うこと。
- 9 都市公園法第5条の5第1項の認定の有効期間

20年

10 設置等予定者を選定するための評価の基準

- (1) 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画の妥当性
- (2) 公募対象公園施設及び特定公園施設の運営計画の妥当性
- (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の管理計画の妥当性
- (4) 収支計画の妥当性
- (5) 提案価額

11 この指針に定めるもののほか、公募の実施に関して必要な事項は、募集要項で定める。

北九州市公告第747号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年10月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 令和3年度小倉城庭園展示品等移動業務委託
- (2) 業務内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年11月1日から令和4年1月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 美術品取扱経験がある者を配置すること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号

AIMビル4階

北九州市産業経済局観光部観光課

イ 日時 この公告の日から令和3年10月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、10月27日は、午前9時から午前10時まで

- (2) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
AIMビル 4 階 北九州市産業経済局観光部観光課特別会議室
- イ 日時 令和 3 年 1 0 月 2 9 日午後 2 時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法
 - 契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約に移行する。
- (5) 内訳書の提出
 - 入札者は、入札書に記載した金額に対応する内訳書を入札書とは別に提出しなければならない。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局観光部観光課

〒 8 0 2 - 0 0 0 1 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

AIMビル 4 階

電話 0 9 3 - 5 5 1 - 8 1 5 0

ファックス 0 9 3 - 5 5 1 - 8 1 5 1

北九州市上下水道局告示第26号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年10月22日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで